Ⅳ 小規模共同住宅等

1　特定経路

整備基準（遵守基準）
（１）　共同住宅等においては、道等から地上階にある各住戸までの経路のうち１以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路」という。）にしなければならない。 （２）　共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合においては、別表第６〔Ⅲ小規模建築物（共同住宅等以外）の遵守基準〕のうち高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 （３）　特定経路上及び移動等円滑化経路等には、階段又は段を設けないこと。ただし、当該建築物内において、上階及び下階との間の上下の移動に係る部分を除く。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）特定経路	
●道等から特定少数の者が利用する居室である共同住宅等の地上階にある各住戸までの経路のうち１以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（特定経路）として整備する。	→【図 1.1】参照
（2）移動等円滑化経路等の適用	
●集会室など居住者が共用で利用する居室等、共用便所（車椅子使用者用便房を備えたもの）がある場合は、道等から集会室などの利用居室（等）までの経路や共用便所から集会室などの利用居室（等）（利用居室（等）がない場合は、道等）までの経路は、「Ⅲ小規模建築物（共同住宅等以外）」の整備基準の移動等円滑化経路等となる。 ●特定経路が移動等円滑化経路等と重複する場合は、特定経路の基準は適用しない。	
（3）段差の禁止	
●特定経路上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、特定経路上に階段や段差がある場合には、特定経路の基準に適合した傾斜路、エレベーターその他の昇降機を併設する必要がある。	
○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。	→Ⅱ共同住宅等 P1 参照

《 参 考 図 》

【図1.1】特定経路の考え方

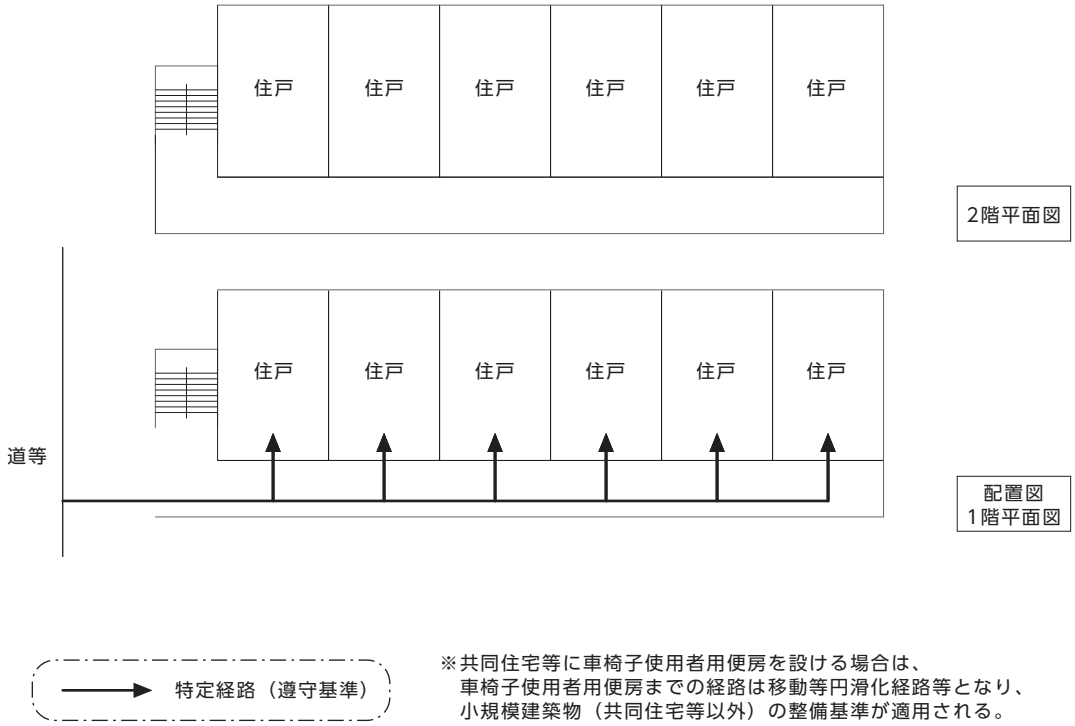

※共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合は、
車椅子使用者用便房までの経路は移動等円滑化経路等となり、
小規模建築物（共同住宅等以外）の整備基準が適用される。

2　出入口

整備基準（遵守基準）
特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 （１）　幅は、車椅子使用者が円滑に通過できるものとすること。 （２）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 （３）　通行の際に支障となる段差を設けないこと。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）有効幅	
●車椅子使用者が円滑に通過できる幅とすること。 ●設計に当たっては、ドアの開閉機構を考慮した上で、開口寸法、ドア寸法などを決定する。	→【図 2.1】参照
（2）戸	
●開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より簡単である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。	→【図 2.2】参照
●引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●そのほか戸の構造については、「Ⅱ共同住宅等」の整備項目〔2 出入口〕の整備基準の解説を準用する。	→Ⅱ共同住宅等 P6 参照
（3）段差の禁止	
●車椅子使用者が通過できるよう、段差は設けない。 ●出入口の前後には、車椅子使用者が利用できるよう、水平部分を設ける。 ●外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。	→2cm 以下の段差は許容
○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。	→Ⅱ共同住宅等 P5 参照

《 参 考 図 》

【図2.1】戸幅の寸法

■引き戸の場合

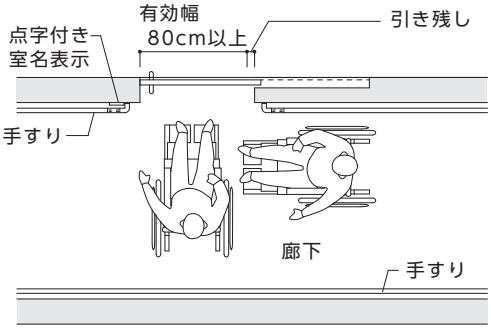

■自動扉の場合

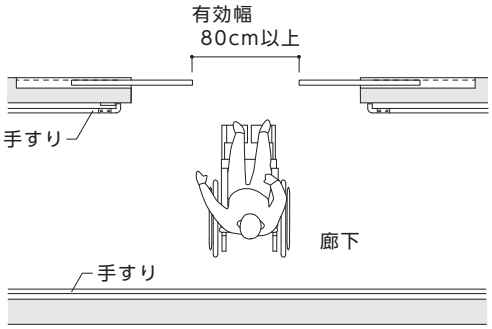

■開き戸の場合

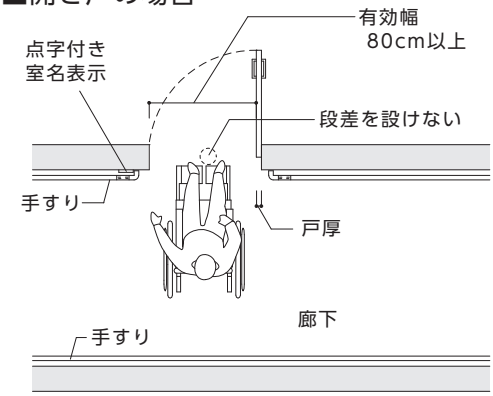

■両開き戸の場合

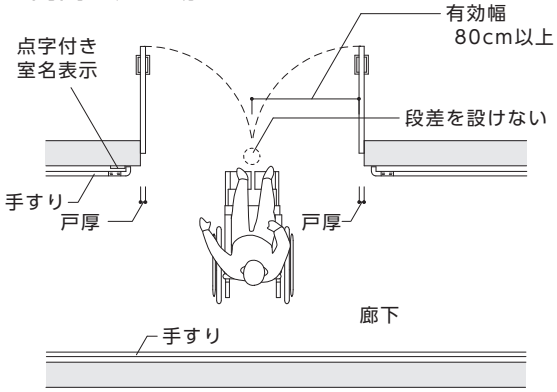

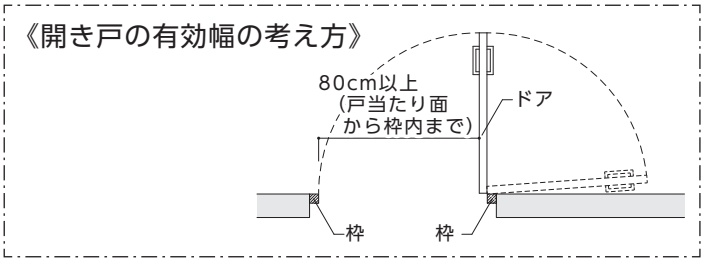

【図2.2】出入口の例

■引き戸の場合

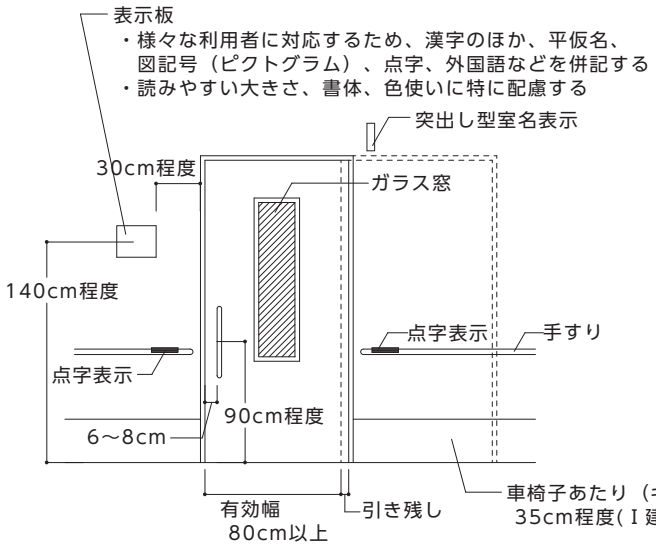

■開き戸の場合

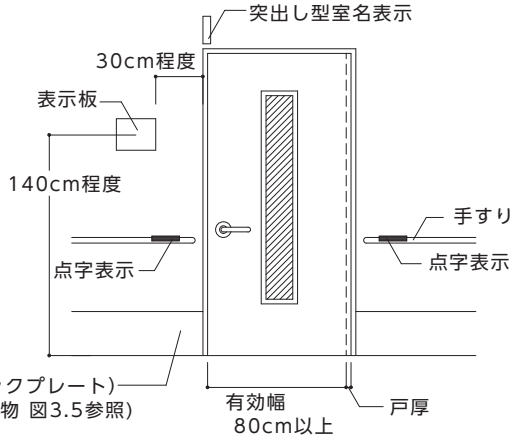

3　廊下等

整備基準（遵守基準）
特定経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 （1）　幅は、車椅子使用者が円滑に移動できるものとすること。 （2）　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）有効幅

●歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。また、車椅子使用者が通過できる廊下の最低幅は 80cm。可能な限り 80cm 以上の有効幅を設ける。

●車椅子使用者等が通過できる幅員を確保する。なお、車椅子使用者等の出入りに支障のないスペースの確保に配慮する。

●幅のとり方については、手すり、排水溝等を設置する場合はその内法有効寸法である。

（2）床面

●滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。

●特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。

段差の禁止

●床面には段差を設けないこと。

その他の注意事項

●共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、「Ⅲ小規模建築物（共同住宅等以外）」の〔3 廊下等〕の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。

○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。

→Ⅱ共同住宅等 P11 参照

《 参 考 図 》

【図3.1】共用廊下の整備例

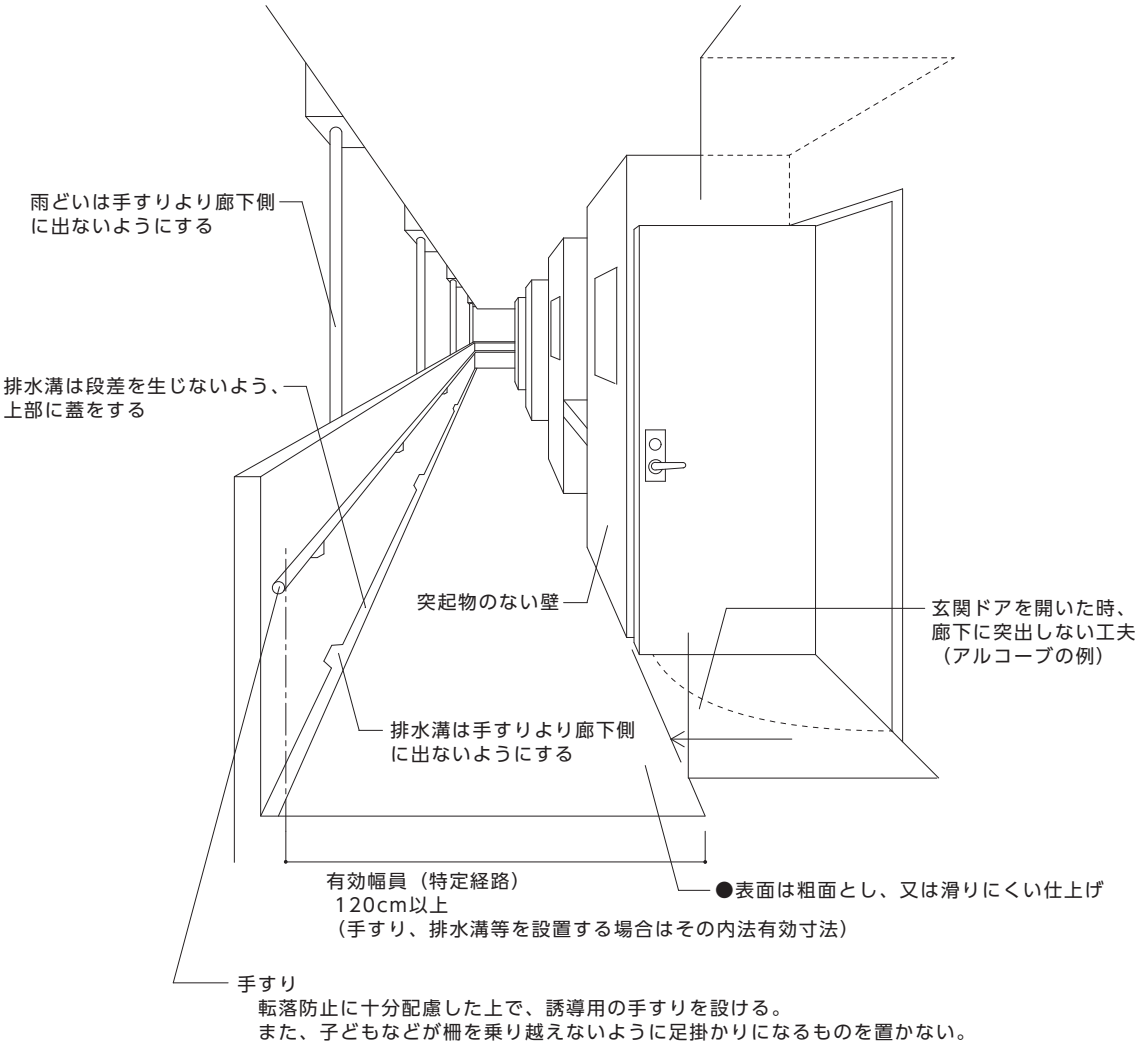

4 階段

整備基準（遵守基準）
多数の者が利用する階段のうち１以上は、次に掲げるものでなければならない。 （１） 段がある部分に、手すりを連続して設けること。 （２） 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （３） 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 （４） 蹴上げ及び踏面の寸法は、高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造とすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）手すり	
●手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設ける。	→【図 4.1】参照
●廊下、踊り場等と連続性のあるものとする。	
●手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から 4～5cm 程度の空きを確保する。この空き寸法は、手すりと壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。	
●手すりは、建築物〔21 手すり〕に定める構造とする。	→Ⅰ建築物 【図 21.1】参照
（2）床面	
●階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
踏面	
●段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及び蹴込み板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。	
●踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差の大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。	
（3）形状	
●蹴込みは 2cm 以下とする。	→【図 4.3】参照
●蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。	→【図 4.2】参照
●段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。	
●杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm 以上）を設ける。	→【図 4.3】参照
その他の注意事項	
●階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障がい者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。	
○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。	→Ⅱ共同住宅等 P15 参照

《 参 考 図 》

【図4.1】階段の基本的な考え方

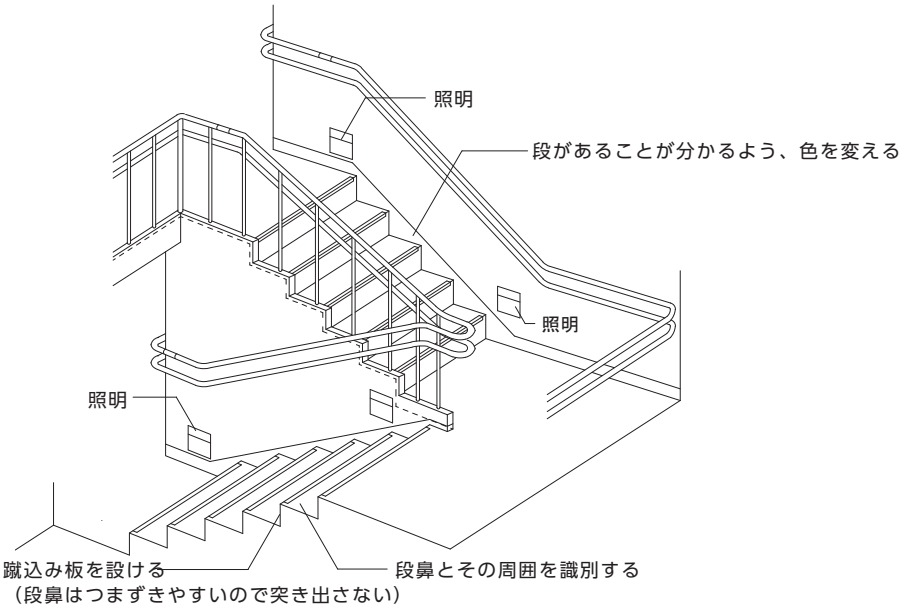

【図4.2】蹴上げ、踏面の形状及び路面端部の例（つまずきにくい構造の例）

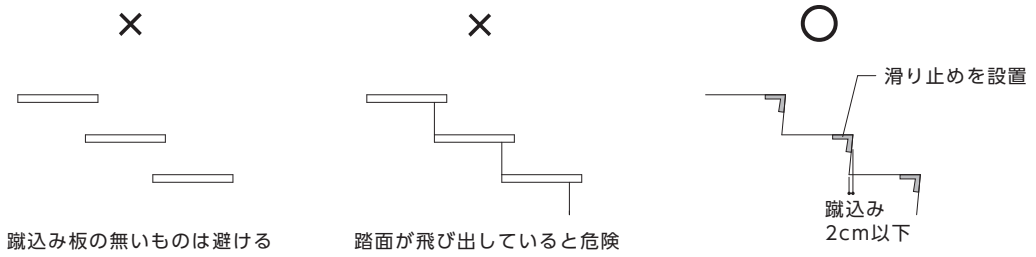

【図4.3】踏面端部の例

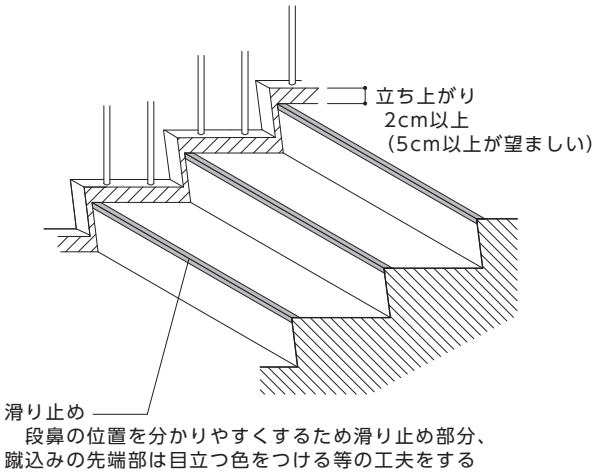

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）

整備基準（遵守基準）
特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。 （1） 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。 （2） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （3） 傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとすること。 （4） 幅は、90cm 以上とすること。 （5） 勾配は、1/12 以下であること。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 以下であること。 （6） 高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。 （7） 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 （8） 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けるよう配慮すること。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）手すり	
●手すりは、歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を越える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ●手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。	
（2）床面	
●勾配が急になると、車椅子はスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。	
（3）傾斜部分	
●傾斜のある部分は、平たん部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。	
（4）有効幅	
●幅は、車椅子使用者等が通過できる幅員を確保する。	→【図 5.1】参照
●幅のとり方については、手すりを設置する場合はその内法有効寸法である。	→【図 5.2】参照
●併設階段については、〔4 階段〕の整備基準を適用すること。	
（5）勾配	
●車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。 ●勾配は 1/12 以下とする。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 以下とすることができる。	

（6）水平部分 ●長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めることとしている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる）。 ●車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。 ●傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも平たん部を設ける。	
（7）立ち上がり ●車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。	
その他の注意事項 ●共同住宅等に移動等円滑化経路等がある場合は、「Ⅲ小規模建築物（共同住宅等以外）」の〔5 階段に代わる傾斜路〕の移動等円滑化経路等に係る基準が適用される。 ○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。	→Ⅱ共同住宅等 P21 参照

《 参 考 図 》

【図5.1】傾斜路の仕様

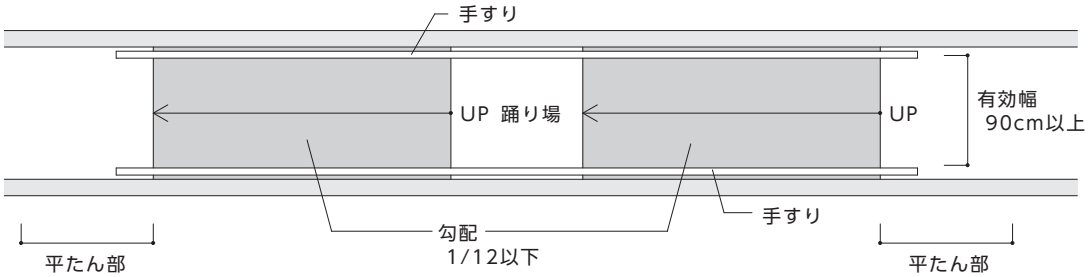

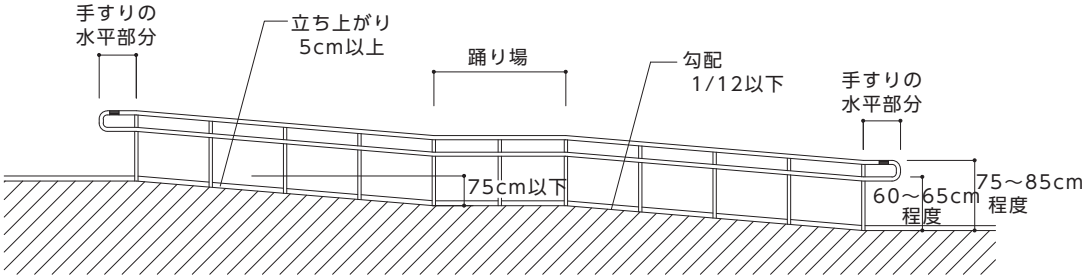

【図5.2】段併設の例

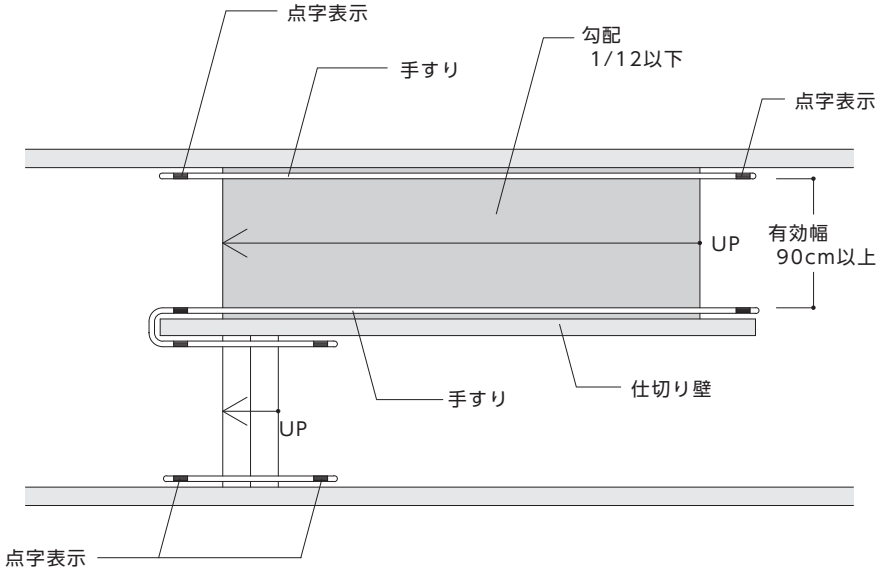

6　敷地内の通路（屋外）

整備基準（遵守基準）

特定経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとしなければならない。

（1）　幅は、120cm 以上とすること。

（2）　通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

（3）　傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア　勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ　傾斜路の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとすること。

エ　幅は、120cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。

オ　勾配は、1/12 以下であること。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 以下であること。

カ　高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊り場を設けること。

キ　両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

ク　傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けるよう配慮すること。

■整備基準（遵守基準）の解説

（1）有効幅

●歩行者が横向きになって、車椅子使用者とすれ違える幅が 120cm である。

（3）傾斜路

●敷地内の通路には段差を設けないことを原則とする。

●ただし、車椅子使用者が通行することができる傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。なお、車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。

●また、敷地の形状や施設の構造上、段差の解消が困難である場合において、仮設スロープ（補助スロープ板）の設置や管理者等の介助などにより、高齢者、障がい者等が円滑に通行可能であるときは、この限りでない。その際は、だれもが見やすい位置に介助が可能である旨を表示したり、管理者呼出し用インターホンを設けたりするなどの配慮をする。

●アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。

→【図 6.1】参照

●敷地境界では、道等との間にすりつけを行う等、通行の支障となる段差は設けない。

●その他傾斜路の整備については、〔5階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）〕の解説を準用する。

その他の注意事項

●敷地内の通路は、歩車道の分離に配慮する。

●雨掛りによるぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

○整備基準は、「Ⅱ共同住宅等」の整備基準が適用されるので参照されたい。

→Ⅱ共同住宅等 P47 参照

《 参 考 図 》

【図6.1】車椅子の前輪が落下しない配慮
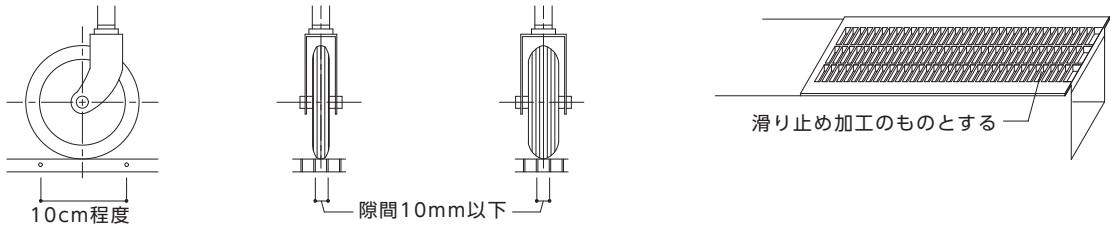
■車椅子前輪の大きさ　■手動車椅子　■電動車椅子　■蓋の概要